会議室使用許可申請書

令和 7 年 1 月 10 日

(宛先)

申請者 住所 松山市一番町三丁目20番地

(団体名) 氏名 株式会社サカクモ 代表取締役 松山大吉 (担当者:田中)

電話番号 089-915-2600

次のとおり使用したいので申請します。なお,使用に際しては,松山市坂の上の雲ミュージアム条例及び同条例施行規則の定めるところを固く守ります。

(注)※欄は、記入しないでください。

使		用		日		時	令和7年4月15日(火曜日)13時00分から
(連続	使用	は1	週目	引ま	で)	令和7年4月15日(火曜日)17時00分まで
使 用	行	事	等	の	名	称	愛媛地区支店情報交換会
目的	行	事	等	の	内	容	同上
使	用	=	予	定	人	逥	20 名 販売・収益行為 (しない・する)
備	考			. //-		, .	
		岩	計具の)使用	(ない	ある))(「ある」の場合は別紙「器具使用申請書」に記入)
特(別 設置場		設 仮 とび P				

※上記のとおり使用を許可してよろしいか。

※受付	第	号	3	年	月	日	
※許可	第	号	3	年	月	日	

注意事項

- 1 特別の設備等を設置する場合は、設計書、仕様書その他必要な書類を添付してくだ さい。
- 2 会議室使用料及び器具使用料は、使用前までに納付してください。
- 3 所定の場所以外に出入りしないでください。
- 4 職員の指示に従ってください。
- 5 許可された使用の目的を変更しないでください。
- 6 管理上支障があると認めるときは、許可を取り消す場合があります。
- 7 利用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸できません。
- 8 建物等を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、その損害を賠償していただく場合があります。
- 9 使用許可の取消し等により利用者が被った被害については、市は、賠償の責を負いません。